

○山口県公安委員会に対する苦情の取扱いに関する内規

平成13年4月25日
公安委員会内規第6号

(趣旨)

第1条 この内規は、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）及び苦情の申出の手續に関する規則（平成13年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、山口県警察の職員の職務執行についての苦情の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(苦情の申出等)

第2条 苦情がある者は、山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し、規則第2条第1項の苦情申出書（以下「苦情申出書」という。）のほか、電子メール又はファクシミリにより苦情の申出をすることができる。ただし、電子メール又はファクシミリにより苦情の申出をする場合は、苦情申出書に記載することとされている事項を入力し、又は記載しておかなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、苦情がある者が同項に規定する方法により苦情の申出をすることが困難であると認められる場合は、これらの方法以外の方法により苦情の申出をすることができる。

3 前項の場合において、警察本部又は警察署で苦情の申出を受けたときは、警務部総務課を経由し、公安委員会に報告するものとする。

(調査の指示)

第3条 公安委員会は、山口県警察本部長（以下「本部長」という。）に命じ、苦情についての事実関係を調査させ、その調査結果、措置状況その他必要な事項の報告を求めるものとする。

(通知)

第4条 公安委員会は、前条の報告を踏まえ、苦情の申出者に通知する処理事項を決定し、文書により通知するものとする。ただし、苦情申出書以外の方法により苦情の申出を受けたときは、必要に応じて、電子メール、ファクシミリ等により通知することができる。

2 公安委員会は、法第79条第2項第1号の規定により苦情の申出者に処理事項を通知しないときは、当該申出者に対し、その理由を示さなければならない。

3 公安委員会は、法第79条第2項各号に掲げる場合のほか、苦情の申出者が通知を求めている場合その他特に理由があると認める場合は、処理事項を通知する必要がないものとする。

(その他)

第5条 この内規に定めるもののほか、この内規の施行について必要な事項は、本部長が定める。